

平塚市立城島小学校 いじめ防止基本方針

平塚市立城島小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」にもとづいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえています。

※いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。

「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とします。

「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

〈本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢〉

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者と学校職員、関係者との連携をはかりながら学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めます。

- ・いじめは人として決して許されない行為です。しかしながらどの児童にも起こりうることから、家庭や地域、その他の関係者の連携の下、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。
- ・いじめ問題への取り組みに当たっては、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的な取り組みを進める必要があります。とりわけ「いじめを生まない環境づくり」に取り

組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践していきます。

- ・いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題の解決に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- 人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合い思いやる力」の育成に努めます。
- 学級の中で、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進します。
- すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

上記のことを実現するために、つぎのことに取り組みます。

- ・「いじめは人として絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬ振りをすることや知らん顔をするなども「傍観者」としていじめに加担していることを周知し、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ・児童一人一人が自分の大切さとともに相手の大切さを認め、友達との関わりの中で自分の思いを具体的な態度や行動で表せるように、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- ・不用意に発せられた言葉・思慮が足りない行動に対して、その都度その場で注意して改めさせるという日常的なきめ細かい指導を強化し、児童自らが気をつけられるように努めます。
- ・教師自らもその言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
- ・教師一人一人が楽しく分かりやすい授業を心がけ、児童が学習に対して達成感・成就感をもち、自尊感情をはぐくむことができるように努めます。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・インターネット上のいじめを防止するため、さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、日頃から児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係を築くことに努めます。
- ・いじめは、大人の目に付きにくく、見えないところで被害が発生している場合もあるため、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、注意深く観

察したり、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わったりしながら、いじめを積極的に認知していきます。

- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察していきます。

- ・「友だちアンケート」を年3回行い（6月・11月・1月）、教育相談を実施して児童の状況把握に努めます。

※友だちアンケートや聞き取った内容をまとめた記録及び調査報告書は、卒業後5年間保存します。

- ・児童、保護者からの訴えはもちろんのこと、PTA、地域等からの情報についても、「いじめ防止・サポート委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を計画し、年に複数回実施して、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

（３）いじめへの早期対応

- ・いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。事実の有無の確認を行う際には、関係児童、教職員や保護者等多方面からの丁寧な情報収集を行い、正確な事実の把握に努め、情報を適切に記録します。また、いじめを受けた（受けている疑いがある）児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。
- ・相談、発見、通報を受けた教職員は1人で抱え込まず、他の業務に優先して、即日、当該情報を「いじめ防止・サポート委員会」に迅速に情報提供します。
- ・いじめに対しては、教職員が連携し、チームで組織的に対応します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめは決して許されない行為であることを毅然とした態度で指導し、その保護者へも助言を行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを、理解させるよう指導します。
- ・いじめを受けた児童のこころの傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら支援を行っていきます。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を行います。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

（４）インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを

防止できるよう情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

家庭へは、児童の携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかけていきます。

また、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、ともだちアンケートにインターネット等に関わる質問項目を設けています。

(5) 家庭・地域と連携した取り組み

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすようにしていきます。
- ・いじめの被害児童・保護者への支援及び加害児童への指導や保護者への助言を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し再発防止に尽くしていきます。
- ・家庭や地域と協力し、子どもが地域との交流等様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広く大人から認められているという思いを得られるような体験活動を取り入れていきます。

3 「いじめ防止・サポート委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止・サポート委員会」を設置し、年間計画に位置づけて年に4回程度（5月・6月・12月・2月）開催します。

(1) 「いじめ防止・サポート委員会」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な関係機関の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・友だちアンケートの内容及び結果の検討
- ・いじめの未然防止のための情報交換
- ・いじめと疑われる相談、通報への対応
- ・年間を通して30日以上欠席が見込まれる児童の情報収集及び校内教育支援委員会との連携
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

校長、教頭、総括教諭、当該学年担任、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※事案内容により構成については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を確認した上で、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表します。公表する場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

5 その他

「いじめ防止」の取り組みについて、学校評議員会等で報告をして評価を受けるようにしていき、保護者や地域からの意見を積極的に聴取していきます。